資料２
平成 23 年３月 24 日

第３回　忠岡町男女共同参画計画策定懇話会(２/14)での意見要旨とその対応について

	意見要旨	事務局等の考えや対応など
1	計画は全般的に網羅してあるとの事だが、重要性のあるものをピックアップして、それだけは必ず行動を起こすということが必要ではないか。	計画の実行性を高めるため、中でも重要性が高いと考えられる３つの施策を重点施策として、計画期間中に積極的に推進することと致しました。 重点施策の１つ目は「女性のエンパワーメント」とし、女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、参画・行動できる実力や能力を発揮できる環境づくりに努めるため、No.18　各種審議会等への女性委員への登用促進、No.21　女性の人材育成のための研修や学習機会の充実、No.48　女性の能力開発、キャリアアップ支援を、重要施策と位置づけます。 ２つ目は「ワーク・ライフ・バランスの実現」とし、男女がともに、自らの希望に応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりに努めるため、No.15 男性の家事・育児・介護等に関する学習機会の提供、No.54　多様な保育サービスの充実、No.57 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の社会的評価の促進を、重要施策と位置づけます。 ３つ目は「町役場における男女共同参画の推進」とし、町のあらゆる制度や施策が男女共同参画の視点に配慮したものとなるように、また、役場自らが、男女共同参画のモデル職場となるように、率先して男女共同参画を推進するため、No.２　町の制度・施策の点検、No.５　町職員に対する意識啓発、No.47　町役場における男女共同参画の推進を、重要施策と位置づけます。 これらは「男女共同参画社会の実現」という理念実現に向けて、基本的な課題であるとともに、各施策の相乗効果を高めるものであると考え、庁内関係課とも調整し、重点施策として設定いたしました。計画期間中に積極的に取り組み、その実施状況の把握と評価に努めて参りたいと思います。 （第５章「２．重点施策の設定」参照）

意見要旨		事務局等の考えや対応など
2	計画の進捗状況を教えていただいたり、意見を申し上げることのできる会も必要ではないか。	施策・事業に関する進捗状況の把握や課題の分析は定期的に行い、学識経験者や住民からなる委員会等を設置し、計画の進捗状況の報告機会等を設け、ご意見をいただきたいと思っています。今後、条例を制定する必要もあるといわれておりますので、そのための審議会等の機会を利用するのか、別途会を設けるのかは、今後の状況によって検討をさせていただきたいと考えています。 （第５章「１．計画の推進体制」参照）
3	今まで各課それぞれで進めてこられた事業を、本計画に集約し、明文化することによって、全庁でそれに照らして見直しをしていくと、いくつか問題点が出てくると思う。進捗状況の報告の時には、その問題点と改善の取り組みを明らかにいてほしい。	庁内組織である「忠岡町男女共同参画推進本部」の機能をより強化し、進捗状況や課題の把握に努め、改善策を関係部署間で確認・調整を行いたいと考えています。また、その結果は、上述の学識経験者や住民からなる委員会等で報告したいと思います。 （第５章「１．計画の推進体制」参照）